

## TERMS AND CONDITIONS/利用規約

本規約は、貴殿（「ライセンサー」）による RUGBY MATSURI PROJECT 2019（「ラグビーまつり」）ロゴの使用に関して適用される。「同意する」をクリックすることにより、ライセンサーは本規約の順守に同意したものとみなされ、本規約の適用を受けるものとする。

本規約において使用される太文字表記\*の用語については、第 11 条にて定める意味を有するものとする。

- (a) 公益財団法人日本ラグビーフットボール協会（「JRFU」）及び、公益財団法人 ラグビーワールドカップ 2019 組織委員会（「JR2019」）は、イベントをラグビーまつりの一イベントとして認証し、ラグビーまつりに関連する一定の権利をライセンサーに付与する権限を有する； さらに、
- (b) JRFU 及び JR2019 およびライセンサーは、本規約に従ってライセンサーが特定の目的でラグビーまつりロゴを使用できるようにするため、本規約の締結を希望する。

本規約をもって以下の通り合意されるものとする：

- 1. 権利の付与 および ライセンサーによる取り組みについて
- 1.1 JRFU 及び、JR2019 は、本規約に定める本規約に従い、本規約の有効期間中に本テリトリー内で開催されるイベントに関連してラグビーまつりロゴを使用する非独占的権利および使用許諾をライセンサーに対して付与する。
- 1.2 ライセンサーにおいては、以下の対応を取るものとする：
  - (a) 常に安全かつ適切な方法により、法令、申込書、各種ガイドライン、およびその他 JRFU 及び、JR2019 との間で合意される内容に従ってイベントを実施する；
  - (b) イベントにおけるあらゆる活動に関してライセンサーの保険（もしくは下請業者がいる場合にはその下請業者の保険）が適用されることを保証し、そうでない場合には、信頼できる保険会社との間で法令が求めるすべての必要な保険（および当該保険契約の保険範囲）ならびにイベントの規模にふさわしい追加補償（第三者損害賠償責任保険を含むが、これに限定されない）を有効に保持する；

- (c) JRFU 及び、JR2019 によって合理的に要請される時期にイベントの進捗状況を JRFU 及び、JR2019 に報告し、JRFU 及び、JR2019 によって合理的に要請されるその他のあらゆるイベント関連情報を提供する；
- (d) イベントの開催にあたって必要とされるすべての同意、使用許諾、および許可を取得する（地方自治体による使用許諾および土地所有者の同意を含むが、これらに限定されない）；
- (e) イベントの宣伝に使用されるあらゆる画像および/または動画に関して必要とされるすべての許可、同意、および使用許諾を取得する；
- (f) ラグビーワールドカップ（「RWC」）の試合が開催されるスタジアムの全ての出入り口から半径 500 メートルの地域、および、スタジアムの最寄りの鉄道駅等からスタジアムまでの通路で、当該試合と同じ日にイベントが実施されないことを保証する； および
- (g) RWC 公式ファンゾーンとして指定されるスペース内において、当該ファンゾーンの運営日と同じ日にイベントが実施されないことを保証する。
- 1.3 ライセンシーは、イベントの開催にあたってライセンシーを支援するために独立した下請業者およびサービス提供業者と契約できる点を除き、本規約に基づいてライセンシーに付与された使用許諾または権利に関して、移譲、サブライセンスの付与、または譲渡を行うことはできないものとする。ライセンシーがイベントの開催にあたって下請契約を締結した場合でも、ライセンシーは、本規約に基づくあらゆる義務の履行に関して責任を免除されない。ライセンシーにおいては、当該下請契約における各下請業者の作為または無作為は、ライセンシーによる作為または不作為であるものとみなし、ライセンシーは JRFU 及び、JR2019 への責任を負うものとする。イベントに関連したライセンシーによる第三者の参加条件として、かかる第三者が自らの目的のためにラグビーまつりロゴを使用することや、イベントへの参加に関する事実の表明も含めて、イベントと関連して自らとラグビーまつりおよび/または RWC との関係を示唆することを禁じなければならない。
- 1.4 ライセンシーは、ラグビーまつりロゴの使用権が申込書に記載されるイベントのみに関連するものであり、より一般的にライセンシーの組織や業務と結び付けたかたちでは決してラグビーまつりロゴを使用してはならないことを認める。ライセンシーは、ライセンシーの組織またはイベントが JRFU 及び、JR2019、RWCL によって承認または支持されていると示唆するいかなる対応も取らないことに同意する。
- 1.5 ライセンシーは、JRFU 及び、JR2019 がイベントの実施に関して一切管理していないこと、それ故にラグビーまつりロゴがイベントの支持もしくは妥当性確認の印ではなく、イベントがラグビーまつりに触発され、ラグビー

のコアバリューを反映したものである、との JRFU 及び、JR2019 としての認識を伝えるものでしかないことを認める。

- 1.6 ライセンシーは、いかなる時点においても本規約の条項を順守し、各種ガイドラインに従った行動を常に取っていくことに同意する。
- 2. 承認、監視、および報告
  - 2.1 (ライセンシーは、) JRFU 及び、JR2019 から要請があった場合、各種ガイドラインに沿ったラグビーまつりロゴの使用法（インターネット上での使用を含む）に関して、JRFU 及び、JR2019 の事前承認を得るべく、その都度代表的なサンプルを提出するものとする。
  - 2.2 JRFU 及び、JR2019 は、妥当な根拠に基づき、あらゆる同意または承認を理由のいかんによらず保留または撤回する権利を留保し、その結果としてライセンシーが被った罰金、違約金、損失、費用、または経費に関して一切の責任を負わないものとする。
- 3. 一般的な使用条件
  - 3.1 ライセンシーは、RWCL との個別ライセンス契約により承認される場合を除き、イベントに関連して、またはそれ以外のかたちにより、いかなる RWC マークも使用してはならない。尚、誤解を避けるために記すと、ラグビーまつりロゴは RWC マークを構成していない。
  - 3.2 ライセンシーは、不正な方法により、もしくは JRFU 及び、JR2019、RWCL、および/または RWC の信用および名声を傷つける、あるいは評判を損なう方法によりラグビーまつりロゴを使用してはならない。
  - 3.3 ライセンシーは JRFU 及び、JR2019 がラグビーまつりロゴの権利者であることを認め、これに同意し、ラグビーまつりロゴを世界中のいかなる地域においても登録しようとしたり、何らかの行動を取ることや行動を怠ることによりラグビーまつりロゴに関する JRFU 及び、JR2019 の権利を無効にしたり、または危険にさらしたりしないことに同意する。ライセンシーにおいては、世界中のいかなる地域においてもラグビーまつりロゴや RWC マークのいずれかを含む、またはそれらに紛らわしいほどに酷似する、もしくはそれらのシミュレーションやもっともらしい模造品となる、あるいは RWC との関連性を生み出す、いかなる商号、ドメイン名、またはロゴも採用、使用、または登録してはならない。
- 4. RWC に関連した販売権

- 4.1 JRFU 及び、JR2019 は、ライセンシーに対して本規約に定められた基準でラグビーまつりロゴを使用する権利を付与しており、ライセンシーは、ライセンシーおよび/またはイベントと RWC や RWCL とを関連付けるような言動を一切行わないものとする。ライセンシーにおいては、第三者に対してかかる第三者自身、またはその商品やサービスを RWC に関連付ける権利を付与する権利を有していないことを認め、いかなる形態のアンブッシュマーケティングにも従事しないこと、および故意に第三者による何らかの形態のアンブッシュマーケティングへの従事を促さないことを約束する。
- 4.2 各種ガイドラインで規定される場合を除き、ライセンシーは、第三者のイベント、製品、またはサービスを示す/特定するいかなる第三者のロゴ（例：イベントスポンサーのロゴ）も、ラグビーまつりロゴを表示する、あるいは含む資料に貼り付けたり、その一部としたりすること、またはラグビーまつりロゴに近接して表示すること、またはイベントに関連して宣伝すること、もしくはその他の方法により第三者とラグビーまつりの間における何らかの関係性を暗示し、あるいは伝達するかたちでラグビーまつりロゴを使用することを許可してはならない。
- 4.3 ライセンシーは、RWC を対象とするイベント関連のアンブッシュマーケティング発生防止に向けてあらゆる合理的な措置を講じ、かかるアンブッシュマーケティングを知った際には、直ちに JRFU 及び、JR2019 まで書面で通知し、合理的な範囲で事実を詳細に伝えたとともに、JRFU 及び、JR2019 より合理的に要求された場合には、かかるアンブッシュマーケティングの終了に向けて必要な対応を取るものとする。
- 5. 本規約の有効期間および終了
  - 5.1 JRFU 及び、JR2019 は、以下 (i) および/または (ii) の場合を含むがこれらに限定されることなく、いかなる時点においても理由の如何を問わず、ライセンシーへの書面による通知をもって本規約を終了できる：
    - (i) ライセンシーが本規約におけるいずれかの重要な条項に関して重大な違反を犯した場合；および/または (ii) ライセンシーに関して支払不能状態が発生した場合。
  - 5.2 本規約の満了または早期終了時においては、本規約に基づくライセンシーのあらゆる権利が直ちに終了し、ライセンシーはあらゆるラグビーまつりロゴの使用を直ちに停止し、JRFU 及び、JR2019 の要請があった場合には、ラグビーまつりロゴを含むすべての資料（ハードコピーまたは電子コピーを含むがこれらに限定されない）および JRFU 及び、JR2019 に帰属する資料でライセンシーが所有する、またはライセンシーの管理下に置かれたあらゆるものに関して（自費で）配布を停止し、破棄もしくは（JRFU 及び、JR2019 が選択する場合において）JRFU 及び、JR2019 側に引き渡すものとする。
  - 5.3 本規約における以下の条項については、その終了後においても有効に存続するものとする： 1.4、3、4、5.2、5.3、6、7.7、8、9、および 10。

- 6. 賠償責任
  - 6.1 JRFU 及び、JR2019 は、イベント、もしくはイベントあるいはそれ以外に関してライセンサーにより/ライセンサーに対して発行された資料の内容につき、法令が許す範囲内で一切の責任を負わない。ライセンサーは、イベントならびにイベントに関連するあらゆる素材に関して責任を負い、ライセンサーがイベントを実施した結果、JRFU 及び、JR2019 が被ることとなったあらゆるクレーム、責任、手続、費用、損害、損失および経費（訴訟費用を含む）に関して、JRFU 及び、JR2019 を補償し、無害に保つものとする。尚、ラグビーまつりロゴのあらゆる使用に関する JRFU 及び、JR2019 の事前承認は、こうした補償の権利に及ぼさな  
い。
  - 6.2 JRFU 及び、JR2019 は、ライセンサーに対してラグビーまつりロゴに関する一切の表明または保証を行わない。JRFU 及び、JR2019 は、ライセンサーによるラグビーまつりロゴの使用に関連した、または使用の結果として生じたいかなる損害または損失についても、法令が許す範囲内で一切の責任を負わないものとする。
- 7. その他
  - 7.1 本規約に基づくすべての通知は、申込書に記載される連絡先まで書面により行われる。いずれの当事者においても、通知目的による住所や連絡先の変更を、相手方当事者への新たな詳細や当該変更が有効となる日付の通知をもって行うことができる。
  - 7.2 ライセンサーは、本規約の条項が JRFU 及び、JR2019 にとってきわめて重要とされ、ラグビーまつりロゴおよび RWC マークの価値の高さを考慮しても、損害賠償がライセンサーによる本規約の違反に対する十分な救済策とはならないこと、さらにライセンサーによる違反があった場合、JRFU 及び、JR2019 として差止めによる救済を受ける権利を有することを認めるものとする。
  - 7.3 本規約に基づく権利または救済の行使におけるいかなる不履行または遅延も、当該権利や他の権利、または救済の権利放棄として機能することはない。本規約に定められる明示的な権利および救済は、累積的なものであり、本規約に別段の定めがある場合を除き、法令に定められるその他のあらゆる権利または救済を排除することにはならない。
  - 7.4 本規約のいずれかの条項が全部もしくは部分的に違法、無効、または執行不能とされた場合も、本規約の他の部分の有効性には影響を及ぼさないものとする。

- 7.5 本規約は、申込書および各種ガイドラインも含めて当事者間における完全な合意と了解事項を含むものであり、本規約の内容に関する当事者間の過去におけるあらゆる合意または理解に優先する。
- 7.6 本規約の当事者による同意または承認が必要とされる場合、別段の定めがない限り、かかる同意又は承認は各当事者の単独の裁量に基づいて、付与したり、保留したりすることができるものとする。
- 7.7 本規約の条項については：
  - (a) JRFU 及び、JR2019 および/または RWCL の権利を保護する上で必要とされる範囲で、明示的に記載される、およびその他の部分において、本規約の終了後も存続する； さらに
  - (b) JRFU 及び、JR2019 の後継者および認可済みの譲受人の便益を目的とするものにもなる。
- 7.8 本規約のいかなる条項も、当事者間の提携関係を創設したり、何らかの目的により一方の当事者を相手方当事者の代理人にしたりすることはない。いずれの当事者においても、その方法や目的の如何を問わず、相手方当事者を拘束する、相手方当事者の名で契約を締結する、または相手方当事者の法的責任を構成する権限や権能を有さないものとする。
- 8. 守秘義務
  - 8.1 ライセンシーは、JRFU 及び、JR2019 により機密性が特定されたあらゆる情報（「機密情報」）を極秘に保ち、JRFU 及び、JR2019 の書面による事前の同意なしにこれを使用したり、第三者に開示したりすることがあってはならない。ただし、ライセンシーが本規約に基づく義務を履行するにあたって合理的に必要とされる場合や、法令により求められる場合、または裁判所やその他の管轄権を有する機関により命じられた場合においては、この限りではない。
  - 8.2 ライセンシーにおいては、その従業員、下請業者、および代理人で機密情報へのアクセスを有する、または有する可能性がある者が、本条と実質的に同一条件で拘束されることを保証する。
- 9. 第三者の権利
  - 9.1 JRFU 及び、JR2019 の解散後においては、JRFU が本規約のあらゆる条項を履行する権利を有するものとする。

- 9.2 本規約の当事者においては、本規約の破棄または終了、あるいはいかなるかたちでの変更に関しても、第三者による同意を必要としない。
- 9.3 本条に明示的に規定される場合を除き、本規約のいかなる条項も、本規約の当事者以外のいかなる者への利益供与、またはそうした者によって履行可能とされることを意図するものではない。
- 10. 準拠法

本規約は日本の法律に準拠し、これに従って解釈される。各当事者においては、本規約に関連するあらゆる目的に関して、東京地方裁判所の専属管轄権に取消不能のかたちで従うものとする。

- 11. 定義

- 11.1 本規約においては、文脈上別段の必要性が生じない限り、以下の定義が適用される：

「アンブッシュマーケティング」とは、直接的、黙示的、または推定的なものにかかわらず、RWCL によって承認されていないあらゆる活動、関係、つながり、または行為であり、かつ以下 (a)、(b)、(c) に該当するものを意味する：

- (a) RWC および/または RWCL に関連する知的財産権および/またはのれんを（利益を得るため、もしくはそれ以外の目的により）直接的または間接的に活用する、または活用しようとするもの；
- (b) かかる第三者が RWCL ライセンシーとして、RWCL の承認を得た上で進めている、と一般の人々が合理的に信じてしまうような、（実際に、または黙示的に）RWC との関連性を生み出す/生み出そうとする、および/または示唆する/示唆できるもの； および/または
- (c) RWC、RWCL および/または RWCL ライセンシーの地位を低下させる、および/または低下させる可能性があるもの -- これには、商品、サービス、もしくはそれ以外の宣伝、および/または JRFU 及び、JR2019 や RWCL によって承認されていない RWC への直接的または明示的な言及に関連したチケット、ホスピタリティ、プレミアム、製品サンプルおよび/または他のマーケティング素材などの提供、譲渡、販売が含まれるが、これらに限定されない。

「申込書」とは、ライセンサーより JRFU 及び、JR2019 に対して提出されたラグビーまつり関連のオンライン申込書、ならびにその後においていずれかの当事者が申込書の詳細を明確化する、またはより詳しく説明するために行う通信を意味する。

「イベント」とは、ライセンサーの申込書において説明される、ライセンサー開催のラグビーまつりのイベントを意味する。

「Rugby Matsuri Project 2019」または「ラグビーまつり」とは、ラグビーユニオンのゲーム（競技）を記念する、または祝うために 2019 年度に開催される一連のイベントを意味する。

「ラグビーまつりロゴ」とは、JRFU 及び、JR2019 による承認が得られた時点よりダウンロードおよび使用可能となるラグビーまつり関連ロゴを意味する。

「各種ガイドライン」とは、ラグビーまつりならびにラグビーまつり 2019 公式ウェブサイトに記載されるラグビーまつりロゴの使用に関するあらゆる情報について随時改定される JRFU 及び、JR2019 のガイドライン＝指針を意味する。

「支払不能状態」とは、ライセンサーがその事業におけるいずれかの重要な部分、その債務の支払、またはその債務全般のいずれかの分野を停止または保留すること、もしくはそれらを停止または保留する何らかの意図を公にすること、あるいはその債務を支払えない/支払えなくなること、あるいはその他のかたちで支払不能となることを意味する。

「法令」とは、日本国内において適宜施行される、あらゆる適用可能な法律、法令、規則、付則、条例、その他の下位の法律を意味する。

「JRFU」とは、「Japan Rugby Football Union/日本ラグビーフットボール協会」を意味する。

「ラグビーのコアバリュー」とは、「Teamwork/チームワーク」、「Respect/尊重」、「Enjoyment/楽しむこと」、「Discipline/規律」、そして「Sportsmanship/スポーツマンシップ」を意味する。

ラグビー ワールド カップ  
「Rugby World Cup」または「RWC」とは、2019 年 9 月から 11 月にかけて開催されるラグビー（ユニオン）の世界選手権大会、通称「ラグビーワールドカップ 2019（日本大会）」を意味し、同大会における試合ならびにその他のあらゆる側面を含むものとする。



「RWCL」とは、RWCの権利者であり、マン島の法律に基づき正式に設立され、その主たる事業所をアイルランドのダブリン市内（1st Floor, Huguenot House, 35-38 St Stephen's Green, Dublin 2, Ireland）に有する会社、「<sup>ラグビー ワールド カップ リミテッド</sup>Rugby World Cup Limited」を意味する。

「RWC マーク」とは、登録済み、もしくは未登録にかかわらず、RWCに関連して使用されるあらゆるマーク、ロゴ、エンブレム、トロフィー、カップ、デバイス、およびマスコットを意味し、添付資料「Schedule 1/別紙 1」に定めるマークを含むが、それらに限定されるものではない。

「RWCL ライセンシー」とは、RWCの商業的権利に関連してRWCLより使用許諾を取得している者を意味する。

「有効期間」とは、本規約の日付より、第5条に従って早期に終了しない限り、イベント実施の21日後まで、を意味する。

「本テリトリー」とは、「日本」を意味する。

(以上)